

令和5年度
いじめ防止基本方針

柏原市立柏原小学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

国においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」）第11条第1項の規定に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、『いじめの防止等のための基本的な方針』（文部科学大臣決定 最終改訂 平成29年3月14日）を策定し、本校においては、学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて柏原小学校「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

2. いじめの定義

それぞれの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、当該児童が、ア 一定の人間関係のあるものから、イ 心理的、物理的な攻撃を受けることにより、ウ 精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行うものとする。

3. 本校のいじめ対策組織について

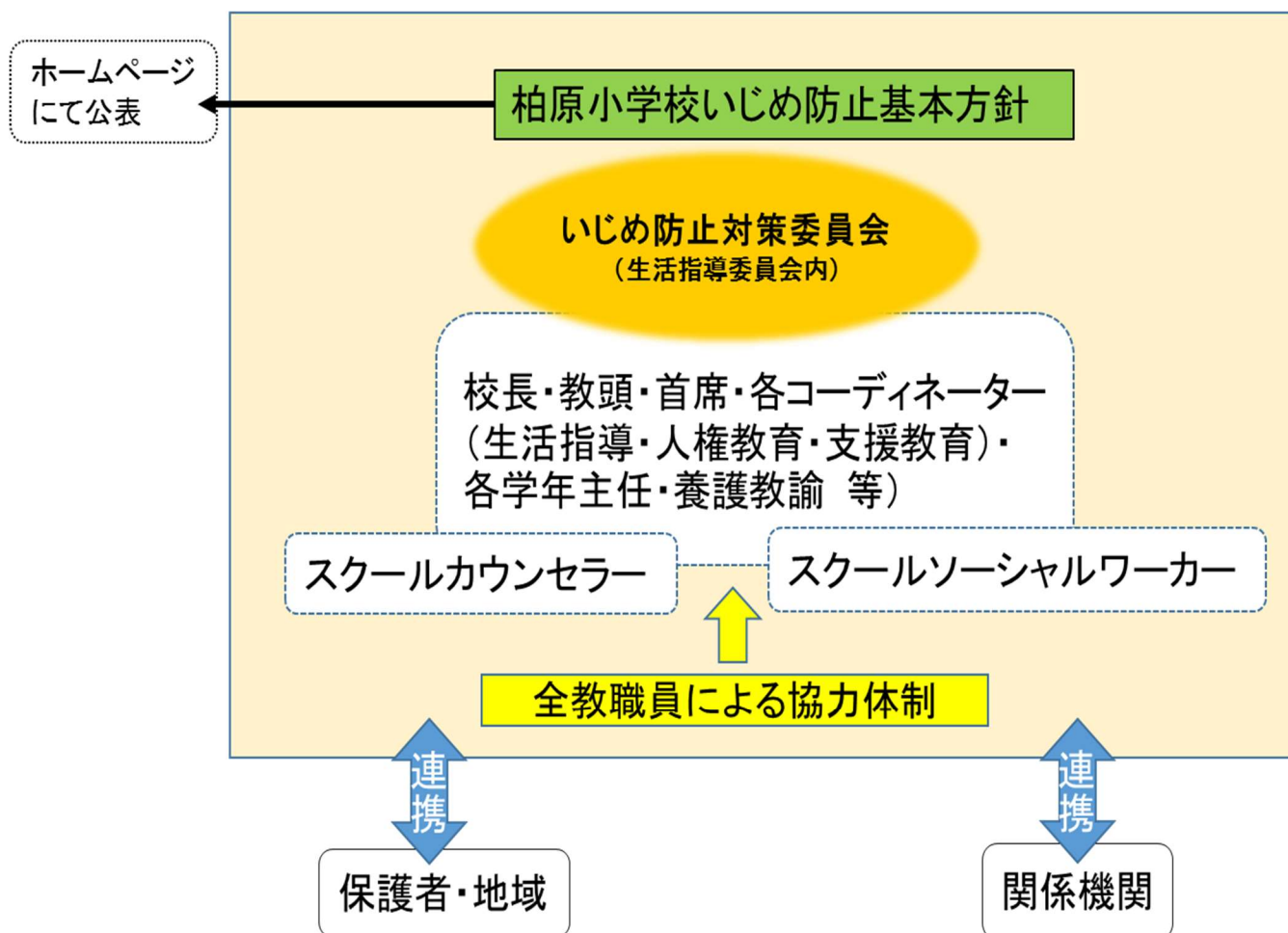
(1) 「いじめ防止対策委員会」（生活指導委員会内）

(2) 構成員 校長、教頭、首席、各コーディネーター（生活指導・人権教育・支援教育）
各学年主任、養護教諭 等
※必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 役割 ① 未然防止
・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりの推進
② 早期発見、事案対応
・いじめの相談・通報を受け付ける窓口

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題となる行動などに係る情報の収集、記録、共有
 - ・緊急会議の開催等による迅速な情報共有、アンケート調査や聴き取りの調査の実施、事実関係の把握
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組み
- ・年間計画の作成、実行、検証、修正
 - ・校内研修の企画、実施
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 組織図



基本的施策

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

未然防止の基本は、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団、学校を作っていくことである。また、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作りだしていく必要がある。

【いじめ防止のための措置】

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成するため、全校集会や学級活動などを通じて、日常的にいじめの問題について触れるとともに、児童自らがいじめについて学び、いじめの防止を訴えるような取組みを推進する。
- ・いじめの未然防止のための授業を実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童に認識される取組みを進める。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わりやすいことを踏まえ、日頃から、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりや活躍できる集団づくりを進めるとともに、特に、配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) 早期発見

いじめは教員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員が関わり、いじめを積極的に認知する。

【早期発見のための措置】

① アンケート調査の活用

それぞれの児童の様子を把握するために「生活アンケート」を実施する。実施したアンケートをもとに、児童が安心・安全に学校に登校することができ、教室に自分の居場所があると感じることができるよう、児童支援や学級経営に役立てる。

② 相談窓口の設置

児童及びその保護者が、いじめに関して相談できる体制を整備する。児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的な体制の点検を行う。

相談窓口：保健室 カウンセリングルーム

相談員：養護教諭 スクールカウンセラー

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、必ずその場でその行為を止める。

些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為は、早い段階からの確にかかわり、児童の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情の聴き取りなどを行い、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

② いじめられた児童またはその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保、迅速な保護者連絡を行う。

いじめられた児童から、事実確認の聴取を行いつつ、寄り添い、支える体制を整える。事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、家庭訪問などにより、その日のうちに、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

③ いじめた児童への指導またはその保護者への助言

学校が組織的に対応し、いじめをやめさせ再発を防止する。

いじめた児童から、事実確認の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、教職員連携の下、外部関係者の協力も得ながら、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置を取る。

また、確認した事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者に協力を求めるとともに、保護者に対する断続的な助言を行う。いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じては、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう、成長を促す目的で行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築する。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、だれかに知らせる勇気を持つよう指導する。

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とするためには、加害児童が被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害・加害児童をはじめとする他の児童の人間関係の修復を経て、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、集団づくりを進める。

(4) ネット上のいじめへの対応

学校における情報モラル教育を進め、未然防止に努める。

ネット上の不適切な書き込みなどについて、児童、保護者対象の情報モラル教育を実施する。早期発見の観点から、教育委員会・警察などの関係諸機関と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、相談窓口（保健室、カウンセリングルーム）の周知を図る。

4. 年間計画

| いじめ防止年間計画 | | | | |
|-----------|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| | 生活指導 | 人権支援教育 | 特別活動 | その他 |
| 4月 | いじめ防止基本方針見直し 「学校生活のきまり」 | すぎのこ紹介 | 給食開始 1年生を迎える会 委員会活動開始 | (校外学習) |
| 5月 | | 校内人研 6年すぎのこ交流会 1年すぎのこ交流会 | クラブ活動開始 あいさつ運動 | スポーツテスト (授業参観・懇談会) 研修(授業づくり) |
| 6月 | | 生活アンケート 3年すぎのこ交流会 | あいさつ運動 | (土曜参観・講演会) 研修(授業づくり) |
| 7月 | 校区巡視 | 中学校区合同研修 | あいさつ運動 | 個人懇談会 研修(授業づくり) |
| 8月 | 研修 | 研修 | | 研修(授業づくり) 林間学舎(5年) |
| 9月 | 校区巡視 | 2年すぎのこ交流会 平和学習 | あいさつ運動 児童会サミット | |
| 10月 | | 校内人研 4年すぎのこ交流会 | あいさつ運動 | 校外学習 体育大会 |
| 11月 | | 生活アンケート 人権授業参観 5年すぎのこ交流会 | あいさつ運動 | 修学旅行(6年) 図工展 マラソン大会 |
| 12月 | 校区巡視 非行防止教室(高学年) | | あいさつ運動 | 個人懇談会 |

| | | | | |
|----|------|------|-----------------------|-------------------|
| 1月 | 校区巡視 | | あいさつ運動 仲良し交流（兄弟学年） | |
| 2月 | | 校内人研 | 仲良し交流 卒業生を送る会 | 授業参観・懇談会 校内音楽会 |
| 3月 | 校区巡視 | | | 卒業式 |

5. その他の留意事項

① 組織的な指導体制

いじめの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立して行う。一部の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応する。

② 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題などに関する年間計画に位置付けた校内研修を行う。

③ 地域や家庭との連携

「いじめ防止基本方針」などについて、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校ホームページなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。